

医療法人社団 五稜会病院 一般事業主行動計画
(子育てを行う職員等を応援する取組)

令和5年4月1日

方針

五稜会病院は、将来の少子化と雇用環境の現状を踏まえ、仕事と家庭を両立させることができる体制をさらに充実し、長く安心して働きやすい就業環境を維持するため、次の計画を推進する。

1 計画期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間

2 内容

目標1 計画期間内に、男性職員1人以上育児休業を取得する。

〈対策〉

- 令和5年6月までに、会議やミーティング等で情報提供を行い、目標達成に努める。
- 令和5年6月までに、制度や規定の相談窓口について、電子掲示板等で職員周知を図る。
- 令和5年4月から、結婚や出産に該当する職員が現れたら、様式5提出の際に、資料にて育児休業の案内をする。

目標2 計画期間内に、年次有給休暇取得率の平均を70%以上にする。

〈対策〉

- 令和5年4月から、年次有給休暇の使用状況を管理部で管理し、取得状況の低い職員の所属長に注意喚起を行い、取得促進する。
- 週休2日制に移行した場合、有給休暇取得率が下がる可能性がある為、令和5年9月から、有給休暇取得率を下げないように周知・啓発する。

目標3 産前産後・育児休業を取得予定の職員に対するメンター制度を導入する。

〈対策〉

- 令和5年6月までに、運用ルールの作成とメンターを選定する。
- 令和5年8月までに、メンター制度を開始し、職員へ周知する。